

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

平成30年第 1 回幕別町議会臨時会
(平成30年 4 月 6 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（幕別町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（平成29年度幕別町一般会計補正予算（第 12号））
- 日程第 6 議案第36号 幕別町町民荣誉賞表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）

会議録

平成30年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成30年4月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 4月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
16 千葉幹雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 菅野勇次
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦
教 育 部 長 岡田直之 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 税 務 課 長 高橋修二
商 工 観 光 課 長 亀田貴仁 生 涯 学 習 課 長 石野郁也
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀

議事の経過

(平成30年4月6日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） ただいまから、平成30年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番荒議員、3番高橋議員、4番小田議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。

後ほどごらんいただきたいと思えます。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 16番千葉議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[人事異動による職員の紹介]

○議長（芳滝 仁） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 本年4月1日付で人事異動を行ったところであります。

人事異動後、最初の議会となりますことから、異動しました管理職職員をご紹介させていただきたいと思えます。

最初に、部長職であります。

建設部長、笹原敏文。

続いて、課長職であります。

企画総務部政策推進課長、谷口英将。

企画総務部税務課長、高橋修二。
企画総務部糠内出張所長、天羽徹。
住民福祉部住民生活課長、佐藤勝博。
住民福祉部防災環境課長、寺田治。
建設部土木課長、小野晴正。
建設部都市計画課参事、河村伸二。
建設部水道課長、山本充。
出納室会計課長、金田一宏美。
忠類総合支所地域振興課長、川瀬吉治。
忠類総合支所保健福祉課長、半田健。
教育委員会教育部学校教育課長、山端広和。
以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号から日程第7、議案第37号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号から日程第7、議案第37号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算であり、平成30年3月23日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、予算の総額をそれぞれ35億7,356万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページになります。

12款1項1目基金積立金14万円の追加であります。

平成28年度の決算後に積み立てを行いました国民健康保険基金から生じた利子がこのたび確定したことに伴い、その分を当基金に積み立てるものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

11 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 14 万円の追加であります。
基金利子であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 4、承認第 2 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第 2 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、幕別町税条例の一部を改正する条例であり、平成 30 年 3 月 31 日付で行ったものであります。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 13 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 30 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分したものであります。

それでは、議案説明資料の 13 ページをごらんください。

「幕別町税条例の一部を改正する条例の概要」について記載したものであります。これにてご説明申し上げます。

はじめに、「個人町民税」についての改正であります。

「事項 1 引用条項及び文言の整理」についてであります。地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、「法人町民税」についての改正であります。

一つ目は、「事項 1 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例」についてであり、条例第 48 条第 2 項及び第 3 項の改正になります。

改正内容については、国内に本店または事業所等を有する内国法人が外国の法令により課される法人税等を課された場合、当該額のうち一定の額を町民税の法人税割額から控除するものであります。

二つ目は、「事項 2 法人町民税に係る納期の延長の場合の延滞金の特例」についてであり、条例第 52 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の改正になります。

改正内容については、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に税額を減少させる更正がされ、その後さらに増額の更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限後に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して延滞金を計算することを定めるものであります。

三つ目は、「事項 3 引用条項及び文言の整理」についてであり、個人町民税の改正と同様に、地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、14 ページをごらんください。

「固定資産税」についての改正であります。

一つ目は、「事項 1 新築住宅等に対する固定資産税の減免の特例」についてであり、条例附則第

10条の3第12項の改正になります。

改正内容については、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の規定を新たに創設するものであります。

二つ目は、「事項2」「事項3」及び「事項4」についてであり、条例附則第11条、第12条及び第13条の改正になります。

改正内容については、課税公平及びなだらかな税負担の措置を図るという観点から、土地等に係る課税の特例の適用期間に関して、現行では平成27年度から平成29年度までとなっておりますものを、平成30年度から平成32年度までに、3年間延長するものであります。

三つ目は、「事項5 引用条項及び文言の整理」についてであり、個人町民税の改正と同様に、地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、15ページをごらんください。

「特別土地保有税」についての改正であります。

「事項1 特別土地保有税の課税の特例の延長」についてであります。条例附則第15条の改正になります。

特別土地保有税に係る課税の特例の適用期間に関して、現行では平成27年度から平成29年度までとなっておりますものを、平成30年度から平成32年度までに、3年間延長するものであります。

なお、平成15年から新たな課税は中止となっております。

議案書にお戻りいただき、5ページをごらんいただきたいと思っております。

附則についてであります。第1条では、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

第2条では、町民税に関する経過措置について、第3条では、固定資産税に関する経過措置について、それぞれ定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成29年度幕別町一般会計補正予算であり、平成30年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成29年度幕別町一般会計補正予算（第12号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ5,109万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ167億37万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

6 ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります。が、「マイホーム応援補助事業」のほか5事業につきまして、事業費の確定に伴い、起債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

12 ページになります。

7 款 1 項 商工費、5 目 企業誘致対策費 5,109 万 7,000 円の減額であります。

貸付金の確定に伴いまして減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

7 ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1 款 町税、2 項 1 目 固定資産税 115 万 5,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

2 款 地方譲与税、1 項 1 目 地方揮発油譲与税 34 万円の減額、2 項 1 目 自動車重量譲与税 473 万 7,000 円の減額であります。

いずれも、交付額の確定に伴う補正であります。

3 款 以下につきまして、交付額の確定に伴う補正であります。

3 款 1 項 1 目 利子割交付金 257 万 4,000 円の減額。

8 ページになります。

4 款 1 項 1 目 配当割交付金 226 万 7,000 円の減額。

5 款 1 項 1 目 株式等譲渡所得割交付金 284 万 2,000 円の追加。

6 款 1 項 1 目 地方消費税交付金 1,957 万円の追加。

7 款 1 項 1 目 ゴルフ場利用税交付金 33 万 9,000 円の減額。

9 ページになります。

8 款 1 項 1 目 自動車取得税交付金 451 万 8,000 円の追加。

10 款 1 項 1 目 地方特例交付金 99 万 8,000 円の追加。

11 款 1 項 1 目 地方交付税 5,245 万円の追加であります。

特別交付税の3月分の交付額決定による追加であります。

12 款 1 項 1 目 交通安全対策特別交付金 97 万 6,000 円の減額であります。

10 ページになります。

19 款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金 6,000 万円の減額であります。

財政調整基金からの繰入金を繰り戻すものであります。

21 款 諸収入、3 項 貸付金元利収入、8 目 工業団地取得資金貸付金元金収入 5,109 万 7,000 円の減額であります。

貸付金の確定に伴う減額であります。

22 款 1 項 町債、1 目 総務債 190 万円の減額、2 目 民生債 120 万円の減額、4 目 農林業債 20 万円の追加、6 目 土木債 10 万円の追加。

11 ページになります。

9 目 災害復旧債 750 万円の減額であります。

それぞれ事業費の確定に伴う借入額の補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第36号、幕別町町民栄誉賞表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第36号、幕別町町民栄誉賞表彰条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の16ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町町民栄誉賞表彰条例につきましては、文化、スポーツ等の分野におきまして、町民に希望と活力を与える顕著な功績のある方に対し、その栄誉をたたえることを目的としたものでありますが、本条例につきましては、既に町民栄誉賞の贈呈を受けた方で、さらにすぐれた評価を得た、または成績をおさめた方に対し特別な賞を贈呈できるよう所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の16ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例の目的を定めるものでありますが、特別な賞として「幕別町特別町民栄誉賞」を加えるものであります。

第2条につきましては、賞の対象となる方を規定するものでありますが、第2項として、既に幕別町町民栄誉賞を贈呈した方で、さらにすぐれた功績をおさめた方に特別町民栄誉賞を贈呈することができる規定を追加するものであります。

なお、特別町民栄誉賞に係る具体的な選考基準につきましては、規則にて定めることとなりますが、文化等の分野におきましては、その分野において世界的に卓越した評価を得たと認められる個人または団体を、スポーツの分野におきましては、世界的規模の競技大会において優勝またはそれに準ずる成績をおさめた個人または団体と規定する予定であります。

第3条につきましては、所要の文言修正であります。

議案書に戻りまして、6ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第37号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万円を追加し、予算の総額をそれぞれ146億3,463万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

今回の補正予算の内容につきましては、今月 22 日に開催を予定しております「高木菜那選手」と「高木美帆選手」の凱旋パレード及び町民報告会の開催経費に係るものが主なものであります。

別冊でお配りをしております、議案説明資料の 17 ページをごらんいただきたいと思ひます。

はじめに、凱旋パレードの概要についてご説明申し上げます。

パレードは、午後 1 時に札内コミュニティプラザからスタートし、白人小学校前、スマイルパーク西側駐車場を経由して、百年記念ホール前をゴール地点とするもので、所要時間は 30 分程度を予定しており、全長 1.2 キロメートルのコースとなっております。

また、コース途中のスマイルパーク西側駐車場では、両選手が車から降りて、選手が歩きながら子供と触れ合うことができる「ふれあいゾーン」を設けることとしており、ゴール地点の百年記念ホール前では、両選手からの挨拶など、15 分程度のセレモニーを予定しております。

なお、凱旋パレードのコースにつきましては、議案説明資料の 18 ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

次に、町民報告会の概要についてご説明いたします。

町民報告会は、百年記念ホールの大ホールにおいて、午後 2 時 30 分から開会し、午後 3 時 30 分までの 1 時間程度を予定しております。

報告会では、特別町民栄誉賞の授与として、表彰盾に金品を添えて表彰するほか、副賞として、本町の特産品を毎月 1 回ずつ 1 年間にわたり贈呈することを予定しております。

これらの式典後には、スピードスケートに造詣が深い方を招いて、両選手との「トークショー」の開催を予定しているところであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

補正予算の 5 ページをお開きいただきたいと思ひます。

2 款総務費、1 項総務管理費、17 目諸費 249 万円の追加であります。

1 節につきましては、幕別町町民栄誉賞表彰条例の一部改正でご説明いたしました、特別町民栄誉賞の選考に関する経費であります。

8 節につきましては、特別町民栄誉賞に関する記念品の費用を追加するものであり、表彰盾に要する経費のほか、金品として 1 人当たり 100 万円、副賞として 1 人当たり毎月 1 万円程度の特産品を 1 年間贈呈する経費を追加するものであります。

次に、10 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 1,200 万円の追加であります。

両選手の「凱旋パレード」と「町民報告会」の開催にかかわります「平昌オリンピック出場選手を応援する会」の実行委員会に対する補助金であります。

パレードの経費につきましては 1,050 万円であり、観客数を 1 万人程度と想定し、約 6 割が警備に要する費用であります。その他、音響、記録映像、掲示物に要する費用が主なものとなります。

次に、報告会の経費につきましては 150 万円であり、来場者に配付するクリアファイルのほか、トークショーにおける司会者への謝礼などが主な経費となります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 1,449 万円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(芳滝 仁) 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成30年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

10:26 閉会